

3

虐待や遺棄の禁止

愛護動物を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

50万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

50万円以下の罰金

愛護動物
とは・・・

- 飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」
- 人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」



1 虐待の禁止

動物虐待

=

動物を不必要に苦しめる行為

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。